

# ◎種類別明細書の記入について

太枠の中をご記入ください。

令和 3 年度

## 種類別明細書(増加資産・全資産用)

資産コード	資産の名称等	数量	取得年月	取得価額	耐用年数	増加事由	備考	課税標準額		備考
								課税標準額	減価償却累計額	
01										
02										
03										
04										
05										
06										
07										
08										
09										
10										
11										
12										
13										
14										
15										
16										
17										
18										
19										
20										
小計										

この欄は記入不要です

【資産の名称】【取得年月】【取得価額】  
【耐用年数】を記入してください。

この欄は記入不要です

- 資産の種類
- 1：構築物
  - 2：機械及び装置
  - 3：船舶
  - 4：航空機
  - 5：車両及び運搬具
  - 6：工具、器具及び備品

【増加事由】該当する増加事由を○で囲んでください。  
1：新品取得、2：中古取得、3：移動による受け入れ、4：その他  
3の場合、移動前の所在地を、4の場合、理由を摘要欄に記入してください。

【摘要】課税標準の特例が適用される資産や増加資産の特記すべき事項などについてその旨表示してください。

注意 「増加事由」の欄は、1新品取得、2中古品取得、3移動による受け入れ、4その他のいずれかに○印を付けてください。 R01.05.57111

令和 3 年度

## 種類別明細書(減少資産用)

引当資産コード	資産の名称等	数量	取得年月	取得価額	耐用年数	除却事由	備考	課税標準額		備考
								課税標準額	減価償却累計額	
01										
02										
03										
04										
05										
06										
07										
08										
09										
10										
11										
12										
13										
14										
15										
16										
17										
18										
19										
20										
小計										

同封している償却資産種類別明細の資産コードを記入してください

【資産の名称】【取得年月】【取得価額】  
【耐用年数】を記入してください。

除却年月やその他特記すべき事項を記入してください

- 資産の種類
- 1：構築物
  - 2：機械及び装置
  - 3：船舶
  - 4：航空機
  - 5：車両及び運搬具
  - 6：工具、器具及び備品

R01.05.57111

## アパート・駐車場等の事業を営んでいる方へ

### ◎償却資産の申告について

アパート・駐車場等の不動産賃貸業を営んでいる方で、事業用資産を所有する場合は償却資産として課税の対象となります。償却資産の所有者は地方税法第383条の規定により、その申告が義務付けられています。耐用年数が経過し減価償却済みとなった資産であっても、事業のために所有されている限り毎年申告が必要になります。資産の増減がない場合も同様に毎年申告が必要です。

### ◎家屋と償却資産の区分について

建物本体や電気設備、衛生設備、空調設備等の附帯設備の中で、家屋と構造上一体となっているものについては家屋に該当するため、償却資産の対象にはなりません。

### ◎該当する主な資産と耐用年数

資産の種類	資産	耐用年数
構築物	駐車場などのアスファルト舗装	10年
	コンクリート舗装、コンクリートブロック塀	15年
	外周フェンス（金属製）、外灯	10年
	側溝	15年
	屋外給排水設備	15年
	緑化施設（花壇など）	20年
	自転車置き場、ごみ置き場	7年
機械および装置	受変電設備	15年
	中央監視制御装置	10年
	無人駐車管理装置（オートロック式、ゲート式）	5年
	バイク及び自転車用の駐輪装置	10年
	太陽光発電設備	17年
工具・器具および備品	冷暖房設備（ルームエアコン・蓄熱暖房機など）	6年

※上記の耐用年数は標準的なものであり、構造または用途により異なる場合があります。

減価償却資産の耐用年数表に関する省令により、必要経費に算入されている耐用年数での申告をお願いします。

### ◎償却資産と家屋の区分について（例示）

設備の種類		償却資産とするもの	家屋とするもの
電気設備	動力配線設備	特定の生産や業務用のもの	左記以外のもの
	照明器具設備	外灯、非常用（誘導灯、非常灯）	屋内のもの
	その他	電力引込工事、中央監視装置、受変電設備、予備電源装置、LAN設備	電灯コンセント配線設備
給排水設備		水道引込設備、屋外の給排水設備、特定の生産や業務用のもの	屋内の給排水設備
給湯設備		屋外の配管 給湯器（屋内壁掛型）	貯湯式給湯設備 給湯器（屋外据置型）
ガス設備		屋外の供給本管（メーター外側）、引込工事	配管、バルブ、ガスカラン
空調設備		ルームエアコン（壁掛型）、特定の生産や業務用のもの、クリーンルーム設備	家屋と一体となっている設備（ビルトインエアコン等）
その他		ごみ処理設備、広告塔、看板、外構等	作り付けの家具、自動扉等

※その他の設備について、償却資産の対象となるかどうか不明の場合はお問い合わせください。